

## 社内検査実施指導要領

(趣旨)

- 1 この要領は、千葉市請負工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第12条に規定する社内検査について、必要な事項を定める。

(対象)

- 2 社内検査は、当初請負契約金額が1億円以上の工事を対象として実施させるものとする。ただし、当初請負契約金額が1億円未満の工事であっても、工事担当課長が必要と認めた場合は、実施させることができる。

(検査の指定)

- 3 社内検査の対象工事は、特記仕様書で指定するものとする。

(社内検査員)

- 4 社内検査を行う者(以下「社内検査員」という。)は、当該工事に直接関係しない受注者の社員で、当該業種の現場経験を10年以上有し、かつ、次の表の資格を有するものとする。ただし、工事担当課長の承諾を得た場合は、この限りでない。

業 種	資 格
土 木	技術士、1級土木施工管理技士又は
舗 装	1級建設機械施工技士
造 園	技術士又は1級造園施工管理技士
建 築	1級建築士又は1級建築施工管理技士
管	技術士又は1級管工事施工管理技士
電 気	技術士又は1級電気工事施工管理技士
その他	関連する業種に対応した資格

(届出)

- 5 受注者は、社内検査員を定めた場合は、社内検査員届(様式第1号)及び社内検査員経歴書(様式第2号)により、工事担当課長に届け出るものとし、変更したときは、社内検査員変更届(様式第3号)に社内検査員経歴書を添えて、速やかに届け出るものとする。

(検査の実施時期)

- 6 社内検査は、社内検査員が当該工事の施工過程において必要と認

めるとき、又は検査要綱第4条第2項から第4項までに規定する検査の直前に実施する。

(検査の立会)

7 社内検査員は、原則として、検査要綱第4条第2項から第4項までに規定する検査に立ち会うものとする。

(検査の方法)

8 社内検査は、実地において行うものとし、契約図書に基づく品質及び出来形の確保を含め、当該工事全般にわたり行うものとする。

(検査結果の報告)

9 社内検査員は、社内検査を実施したときは、速やかに社内検査の結果を品質確認書(様式第4号)に社内検査結果を記載した報告書を添えて工事担当課長に報告する。

10 社内検査結果を記載した報告書は、受注者の書式とするが、社内検査の基本的事項を定めた社内検査実施指導要領に基づき、工種、検査項目、検査内容、手直し状況等を記述するものとし、その品質等を証明する関係書類を添付する。

#### 附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。